

知床世界自然遺産地域科学委員会の検討体制

1. 経緯

知床世界自然遺産地域科学委員会（当初は、「知床世界自然遺産候補地科学委員会」として発足。以下「科学委員会」という。）は、2004年（平成16年）2月に知床を世界遺産委員会に推薦したことを受けて、同年7月に設置された。

（目的）

第1条 世界自然遺産に登録された知床の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいて陸域と海域の統合的な管理に必要な助言を得るため、学識経験者による委員会を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）世界自然遺産地域の保護管理に関する事項
- （2）保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- （3）その他目的達成のために必要な事項

科学委員会の発足当時（H16.7）、すでに知床世界自然遺産候補地管理計画が策定されていた（H16.1）が、科学委員会では、世界遺産委員会から求められた課題への対応、登録後の知床世界自然遺産地域の管理の基本的考え方の検討、モニタリングのあり方の検討など遺産地域管理の根幹となる作業を行っており、遺産地域の複雑かつ多様な生態系に対し、順応的に管理していくために必要な科学的立場からの助言を行う場として同管理計画に位置付けられている。

2. 科学委員会が担う役割について

科学委員会助言を踏まえ新たに策定した知床世界自然遺産地域管理計画の管理の方策において掲げられている各項目について、その管理方策の策定や運用に関し科学的な立場からの助言を与える。

<管理の方策に掲げられた項目>

- 野生生物の保護管理（植物・動物（エゾシカ、ヒグマ、シマフクロウ、オオワシ・オジロワシ）・自然景観の保全・外来種への対応）
- 海域の保全
- 海域と陸域の相互関係の保全（河川環境・サケ科魚類の利用と保全）
- 自然の適正な利用（利用適正化・エコツーリズムの推進）

3. 体制について



